

〈研究論文〉

「エデンの園」の経済倫理 —理論的原基〈人類万物共同所有態〉によって問い直される 自己保存的〈欲求-充足〉倫理—

瀧 章 次

【要旨】

人間において、飢え、渇きを範例とする、自己保存上の欲求に関して、その充足を求める事象を、生物学的に必然的なものと規定することに留め、倫理的な問題とすることなく、その有り様を自由に任すことを是認する思考は、当事者の意識において当該事象が社会的に媒介されている行為選択の問題であることを逸する局所化的錯認である。従って、当該事象は、行為選択の倫理的な課題として再規定し、その前提となる社会的媒介項、獲得、占有、利用を見据えることが先ずは求められる。同時に、そこに留まらず、西欧所有論の知見を援用して、原基的な万物共同所有という仮構態を先行前提として、社会を構成する成員によって相互に承認される私的所有の存立にまで遡及し、最終的には、その相互承認に内含される社会的諸関係に潜在的・顕在的に関与する社会的集団の選択、この事の倫理的正当性が当事者個々に問われている課題として捉え直すことが求められる。

キーワード：欲求、共同所有、私有、所有、エデンの園、創世記

1. はじめに

「欲求」とその「充足」とは、人間において、さしあたり「飢え」、「渇き」という事象を「欲求」の範例として、また、自己の生命と身体との保全に関わることがらとして、理解した上で（以下この理解の対象を「自己保存的〈欲求-充足〉」と略す）、それを「本能的」、「必然的」なものと、自明のごとく、しばしば規定することがなされる（e.g. Plato, *Leges*, 626a; Hobbes (1651) 3.2.2; Spinoza (1670) 2.5; Hume (1740) 3.2.2; Rousseau (1755) *Préface*, xlvii-xlix; 2 pt., 103-104)。もしこのような規定が正しければ、あえてこの自己保存的〈欲求-充足〉ということがら自身を、当事者の行為選択、延いては、社会選択として、その倫理的条件を問う必要はないであろう。

しかしながら、自己の保全を、生物学的なものに見なすのであれ、社会的なものとして捉え直すのであれ、いずれの視点に立っても、当の主体である人間自身は、みずからの置かれた所

与の諸条件に関して、非反省的に埋没している物的存在にしか過ぎないであろうか—飢え、渇きに留まらず呼吸等「押し止め難く」現れる生理的欲求においてさえも。

他方、「自己保存的〈欲求-充足〉」そのものを、倫理的な意志一般の必要条件と考える理路に嵌ることも思考の惰性ではないか。確かに、意志により選択される行為が身体を伴えば、身体における自己保存は意志の必要条件と考えることは無理からぬことである。

しかしながら、生物学的な意味での自己保存が、生物学的な意味での生命の持続の必要条件であるからと言って、倫理的な意志の倫理的必要条件であるわけではない。意志の選択が行為の遂行に随伴的に先行すると想定されるからと言って、「自己保存的〈欲求-充足〉」の時間的先行が、意志一般そして意志による選択一般の必要条件であるわけでもまたない。

また、確かに、自己保存的〈欲求-充足〉は、近代社会においては、生命と身体の保全に関わる限り、生命権、社会的生存権の問題として、「個人の尊厳」にかかわる問題ともとらえ得る。歴史上、権力が個人の尊厳を尊重せず、その目的のために、人間を資源として、また手段として、消費・消尽することに対しては、物質的、生物学的生存の社会的条件の充足を制度的法的に保障するよう権力を拘束することは、確かに、人権を基盤とする社会の根幹として、対抗的に、権力に突きつけなければならないことがらである。かかる社会構成が妥当ならば、私人間にあっても、力の不均等により個人の尊厳を損ねることは問題となり、具体的に、力における既存の不均等にも遡及するばかりか、個別特定の希少資源の分配における不公正を越えて、生存資源全体の占有、交換、分配等における不公正にまで推級され得ることではないのか。

しかしながら、具体的な諸相として、個人における〈欲求-充足〉存立をその社会的条件にまで踏み入って問われるかと言えば、司法の個別事案を別にすれば、個人の問題というより、生存資源の集計的な問題として、国民経済における生産による生存資源の量的拡大か、生存資源の社会的配分か、いずれかまたは両方の問題として、非配分的な集合的課題に転じて局外化する。

経済学にあっても、市場経済、商品社会の制度的、集合的、計量的分析に当たって、自己保存的〈欲求-充足〉は、その原基的な問題場面に関わると考えられるものの、英語で、*want*、*need*、ドイツ語で、*Bedürfnis*、日本語で「生活上の必要」など、言葉の上では、自己保存的〈欲求-充足〉を、包括的に内包していると言い得るものの、その諸相を検査して、理論化の道筋を具体的に示す体裁をなしているとは判断しがたい (e.g. Marshall (1890) 1; 150-151; 中山 (1944) 1; 3; 高田 (1947) 1-2; 中山 (1954) 1 (「欲望充足の秩序」))。

とはいえ、自己保存的〈欲求-充足〉の具体的諸相は、無媒介的で直接的なものと論定されることを繰り返しながらも、他方、古代においても、また、古典的功利主義においても、快苦の問題との関係で倫理的に問われただけでなく (Hume (1740) 3.1.2; Bentham (1789) Chap. V. iv.1.1 (p. xxxi))、現代にいたる近代産業社会における個人主義的な問題設定でも、自己利益追求を是認する倫理的文脈において、例えば、マンデヴィルにおいて、顕在的に問題とされたことがらである (Mandeville (1724) *Preface*, A5)。また同じく、「自己愛」として倫理的

是認の場面においても潜在的に問題となっていたことである (Smith (1776) Book 1, Chapter 2; Keynes (1926) 40: ‘rational self-love’; アダム・スミス自身の非媒介性を含意する ‘natural’ という言葉遣いの背後にある当該概念の被媒介性については、Smith (1759) 第6部第2節第3章; Sidgwick (1886) 20; Keynes (1926) 46)。

事実、「飢え」や「かわき」に限らず、自己保存的〈欲求-充足〉の具体的諸相は、「充足」という端点に単純化しなければ、生産に限らず交換をも先行事象として条件づけられており、商品を通じた貨幣による交換を媒介とする問題にもつながっていることは想起し得るところである。また、進展する産業社会における20世紀的消費社会の拡大と不可分離的なものでもある。さらに、場合によっては、生存上の欲求とは直接結びついていない「欲望」、「願望」、また、心性として「充足」と乖離する場合まで含めても、「消費」の経済的諸条件と切り離せない倫理的課題でもあり得る (Campbell (1987) esp. 200-203; Bauman (2000) esp. 89-90; id. (2005) esp. 108; 115)。

本稿では、自己保存的〈欲求-充足〉について、以上のような先行の問題構制を顧みた上で、いかなる条件にあれ、「本能」の問題どころではなく、倫理的選択の問題である限り、そのことの倫理的正当化を図るに当たっては、いかなる社会経済的条件を考慮すべきか、この倫理的な課題を問う。具体的には、〈欲求-充足〉がことごとし前提とするところの下位分枝を、すなわち〈欲求-充足〉の対象に関する獲得、占有、利用(消費)を、確認し、その上で、これら下位分枝の共通前提としての「所有」にまで遡及し、掘って、自己保存的〈欲求-充足〉の負っている社会的諸条件の全体像を、その倫理的課題として、明らかにする。

2. 自己保存的〈欲求-充足〉は無媒介的で必然的なものか

以下、本節では迂遠な記述ながら、内省的手続きにより、自己保存的〈欲求-充足〉が無媒介的、必然的なものからどれほど遠いかを考察するための検討材料を提示する。

おなかが空けば食べたいくなる、のどが渴けば水を飲みたいくなる、このような欲求を覚えることは、さしあたり、経験としては、推論や計算等、間接的なものとは異なると想起される。確かに、ことばや思考によって再同定するまでもなく直接、直に起きて来ると再認される。

とはいいいながら、飢えにも渴きにも個別性がなく、対象においても無差別で、いかなる折も、どれもみな違いがないか、と問えば、特定の対象との結合あるいは排除がないとは必ずしも言えない。また文脈的な個別性(結合あるいは排除)が伴わないとも言い切れない。その意味では、欲求はその内実において無媒介に現象するとは言い切れない。

以上の個人的想起による一次的問題措定も、当然ながら、どれほど飢え、渴きに晒されているか、想起者の歴史的社会的経済条件に相対的に規定されるものであろう。

そうした個人的制約を踏まえた上で、さらに、この欲求の認知について、反省的に、その事象の前後を、記憶を通して内観してみると、充足に向けて行為選択へと動機づけられる過程に

おける身体的、生理的な表徴の集約点としての自己を湮滅できないほど強く自覚させられることがある。駆り立てられることにより、そうではない場合と比較してみた時に覚知される、他者や周囲への気遣いが遠のく排他性・内閉性も現出する。

それにもかかわらず、この欲求の自覚と、欲求の充足のための行為と結果としての充足という事態の継起を反省してみると、この継起は一切の反省を介さないほどに直接的なものでも直線的に進捗するものでもないと映る。

「飢え」なり「渇き」なり、欲求そのものの生起は、単純にして同質の経験類の相を呈するにしても、また、前後の事象の文脈に依存しない無媒介的なものと覚知されるとしても、欲求の生起を端点として欲求の充足にいたる過程は、歴史的、文化的、かつ社会的に媒介されたものであり、充足の猶予や我慢や断念も含めて反省的な行為の選択を媒介とする意味において倫理的価値を帯びることがらではないか。

身体内部と身体外部に対して反省的に比較・銘記される生理的な充足にあっても、当事者の身体が置かれている社会的諸条件においては、直接的な充足の手段となる身体的駆動による行為がないとしても、身体自身の後景化されている姿勢や配置において、社会的に媒介されたものとなり得る。

他方、身体外部の対象を欲求の充足の手段とする場合には、社会的な諸条件を媒介して初めて充足が成立するものとなる。

人間の場合には、生物学的に植物のように、自己完結的に生存をなし得ない点でも、充足そのものが無媒介的になされるわけではない。

また「充足」という事象においても、「欲求」同様の単純で個別の相を呈する感覚としての「自己保存」が生起し、内感されるとは言い難い。そこで保存されると観念される「自己」なり「生命」という対象も、自己意識にとって、無媒介的に成立しているわけではない。

もし「内感」の事実があるとするならば、「欲求」、例えば「飢え」、「渇き」なりが消失するということである。あるいは「充足」の手段とされる行動をもはや必要としない「飽満」の感覚であろう。

また、自己保存的〈欲求-充足〉という事象が、もし誰にあっても、無媒介的に生起しているということが必然であるならば、見たところ、「自己保存」を断ち得ると当事者に思念される行為の選択はあり得ないはずである (Feuerbach (1866) 41-50)。これは、「欲求」そのものも無媒介に直接的なものではなく当事者の反省の対象となっていることを示唆している。

3. 自己保存的〈欲求-充足〉はどのように社会経済的に媒介されているか

本節では、自己保存的〈欲求-充足〉なるものの社会経済的媒介性を、より積極的に明らかにすることを試みる。

自己保存的〈欲求-充足〉なるものについて、その継起が、極限状況にあっては、暴力的で

衝動的で、人間の意志によって、従って、倫理的、社会的に制御できるものではないという神話は繰り返されている。

しかし、そうした状況の成立の過程を具さに顧みれば、そこには、「暴力的」、「衝動的」であることを語る、語りの様式が歴史資料はじめ伝達において定型化され、その伝播・伝承によって個人自らの行為行動が集団的圧力の下で枠づけられていく社会的機制がある。

例えば、「女」、「男」という社会的二属二分という人為的規範に基づく性行動についても、まさに社会的集合的語りを通じた、自己回析的形成が個人に進捗することは人為以外の何物でもない (e.g. de Rougemont (1939))。

さらにこれに「飢え」、「渴き」を含めたとしても、個人における「暴力性」、「衝動性」への内面的固着には、先行して、集団的挑発に誘引される心性の形成や生命や身体を極限的に動員する体制の重圧が存立していることを指摘できる場合が多い。しかもそれらは自生的なものではあり得ない (巖佐庸ほか編 (2013) s.v.「食物分配」; Farb and Armelagos (1980) 211-213; Garnsey (1988) 28-29)。

自己保存的〈欲求-充足〉を考察するに当たっては、考察を生物学的知見に限局する場合、生物として、「個体」に帰属・限局するとされる「生命」を「保存」する上で、必要な生理的過程と論定することに留まり、それ以上思考を展開することを閉ざすことになる。従って、「個体」も「生命」も「保存」も、当該当事者の意識にいかにも現れるかという問題は考慮の外に置かれ、生物学的生存の問題に局所化され、生物学的生存を絶対化することになり、当事者意識から抜かれて行く倫理的課題は晦まされることになる。

他方、当該当事者の意識に立てば、その前景、後景において、自己保存的〈欲求-充足〉なるものは、それ自身、主体において文化的社会的に媒介されているものとして現れる。そればかりでなく、自己保存的〈欲求-充足〉が、その継起の成立過程の社会的諸条件の基に、単に「自己保存」の目的によって、倫理的に是認されるか否かは、絶対的なことではないことも反省され得ることとなる。

自己保存的〈欲求-充足〉も、社会経済的事象である限り、「充足」の手段である対象の獲得と占有と利用・消費とが継起して初めて「充足」が生起するのであって、身体内部において完結する生理的な欲求の充足に較べれば、その生起が、社会的な他者との関係を媒介としていることは一層顕わとなる。しかもそれは意識化される事態であるばかりでなく、そのものの自己意識として進捗するものである。

自己保存的〈欲求-充足〉は、「充足」の手段となる対象を、即時的に自ら生産して占有するのでなければ、交換、獲得、占有、消費等を媒介とすることになる。もし社会経済体制が市場経済であれば、交換は主として貨幣による商品の購買の様相を呈することとなる。さらに、「欲求」とその「充足」との過程は、労働、報酬 (所得)、交換・獲得 (商品売買)、消費 (家内労働、贈与・互酬、食卓ほか諸儀礼) に媒介されて成立するものとなる。このような社会経済的媒介は、狩猟採集社会や農業社会においても、同様に分析可能である。

以上の考察に立てば、自己保存的〈欲求-充足〉なる事象にあっては、歴史的経済社会において、「欲求」と「充足」との主体における社会経済的観念含めて、〈欲求-充足〉過程は歴史的社会的に規定される経済的・文化的諸条件に媒介されるものである。従って、そうした媒介諸項存立の倫理的課題を問うことなくして、個体に限局される生命に関する生物学的自己保存を絶対化することは社会的被媒介性の総体を無視した過度の単純化に陥っていると言い得るのではないか。

4. 西欧「所有論」を参照軸とする自己保存的〈欲求-充足〉の再規定

前節では、自己保存的〈欲求-充足〉を倫理的課題として捉える限り、当事者意識においては、その社会的諸条件が課題となることを論究した。以上の考察に基づいて、本節では、当該社会的諸条件の共通前提をなす「所有」によって、自己保存的〈欲求-充足〉がいかなる倫理的課題として再構成されることになるか、西欧における「所有論」の展開を参照しつつ (e.g. Lantz (1977); Reeve (1993); Gaus (2012)) 論ずる。

西欧においては、ユダヤ教・キリスト教の伝統並びに、近現代の離教的伝統、いわゆる「世俗化」において、聖典、創世記1-3章等に発する所有論は、十戒「盗むなかれ」(出エジプト記 20:15 (聖典各書書名は協会訳 (2018) による)) に窺える私的所有権の尊重から、「汝ら神と富とに兼事ふること能はず」(マタイによる福音書 6:24 (文語訳)) に窺える富の否定等まで、整合的体系的教理体系として再構成することは、容易なことではない。

創世記、第1章における人間の創造における人間の原初状態について(創世記 1:26-28)、また、第2章-第3章における「エデンの園」の物語を通じた人間の原初状態についても、19世紀-20世紀の聖書学の進展において、批判的検討が豊かに展開されてきている中で、どのような資料からどのように編集されて成り立ってきたかは容易に結論の出せるものでもない (e.g. Skinner (1910) i-lxvii)。

以上のような制約の下で、「エデンの園」の物語を中心とした原初人間論は、ローマ法の自然法思想とも連携しながら、西欧所有論において、中心的な役割を果たしてきている。また、そこに読み込まれてきた、原初の万物共同所有制(「すべてのひとはすべてを所有する」)は、その他の古代共同所有思想とともに(使徒言行録 2:44-45; 4:32-35; コリントの信徒への手紙 第1 3:19-23; Plato, *Leges*, 739b-c; Aristoteles, *Ethica Nicomachea*, 1168b; cf. 'res publica'; 'common-wealth'), 理論的効力を依然失っていない。

西欧所有論史にあって、ローマ法は、概念並びに思考の枠組みとして重要である。

その一つは「自然法」である。ローマ法にあっては市民法 (*ius civile*) に対して、各国の風俗習慣を超えて普遍的に成立する法として、万民法 (*ius gentium*) としての「自然法」(*ius naturale*) の考えがギリシア思想から伝わる (Gaius, I.1.1.)。そしてこの「自然法」は、「自然的理性」(*ratio naturalis*) によって立法されるものと考えられていた (*ibid.*)。この「自然法」は、

キリスト教の国教化に伴い、ユスティニアヌス法典 (*Instutiones Justiniani*) において、ガイウスの理解のごとく市民法に対する万民法としてではなく、万民法に先立つ被造世界 (*natura*) の法として、神の立法としての意味が与えられている (*Instutiones Justiniani*, I. tit. ii; tit. iii, 11)。

第二は、所有権の成立について、所有が社会的な事象であり、市民間の相互承認によるものであることを明らかにしている点である (*ibid.*, III. tit. 9 ‘*de bonorum possessionibus*’)。

第三は、所有権の細分において、所有の成立が社会的諸条件によって媒介されているものであることを明らかにしている点である (‘*ius utendi*’ (利用権)、‘*ius fruendi*’ (収益権)、‘*ius abutendi*’ (処分権) の内容の分類において、所有物の利用、享受だけでなく、第三の他者の介入排除の具体的な事象として、消費、破壊、放棄ほか、処分権として、販売、交換、贈与、抵当、貸与等、さらに、処分を伴わない譲渡など分類記述する (Poste (1890) 154; Sandars (1883) xlix))。

以下では、ユダヤ教・キリスト教的原基的共同所有論とローマ法における「自然法」と所有権思想とから構成される西欧所有論史が自己保存的〈欲求-充足〉の倫理的課題を問うに当たって、いかなる関与を有し得るか検討する。

4. 1 私的所有制容認論と生物学的自己保存的〈欲求-充足〉倫理との相補性

西欧所有論では、身体の外なる物を自己の利用のために私的に所有することを、人間の本性にとって「自然」とする (‘*naturalis*’) 考えが提出されてきている (*ST*, Pt. II-II, Q. 66, Art. 1, R.; Pufendorf (1672) 4.3; cf. Fichte (1796-97: 1 Theil, 135))。

17世紀社会契約論において、「市民社会」あるいは「市民法」存立を基礎づける初期条件として「自然」状態がしばしば歴史的・原初状態と重ねられ仮構される。この理論的仮構において、しばしば「エデンの園」の物語を典拠に、生存資源供給過剰状態を自然状態として仮構する。例えば、誰にも邪魔されず好きなだけ占有して消費する意味での「消費」状態が仮想される結果 (Grotius (1625: 2.1.1 ‘*vivebant autem facile ex his, quae sine industria sponte sua terra proferebat.*’ 「労働なしに大地が自然にもたらすものによって、楽に生きている」); Pufendorf (1672: 4.3))、初期条件としての社会的諸関係の媒介を捨象することになる (*ibid.* 2.2.2; 2.2.4)。同じ生存資源供給過剰状態という初期条件の下、ロックにしても対比的に労働が所有権を与えたとする (Locke (1689: 2.5 §§ 27-28)) けれどもその「内発性」は問われていない。

他方、共有物に対して私的所有権を設定することは不法ではないという、ストア派クリュシッポスが伝える法諺を下敷きに (Cicero, *de finibus*, III. 67, ‘*theatrum cum commune sit, recte tamen dici potest eius esse eum locum, quem quisque occuparit, sic in urbe mundove communi non adversatur ius, quo minus suum quidque cuiusque sit.*’; Seneca, *de beneficiis*, 7.12.3-4. ‘*Sed cum in theatrum veni, si plena sunt equestria, et iure habeo locum illic, quia sedere mihi licet, et non habeo, quia ab his, cum quibus mihi ius loci commune est, occupatus est.*’; cf. *ST*, Pt. II-II, Q. 66, Art. 2, Obj. 2)、個々人における外的なものの占有 (*possessio*) について、一方の人が先に占有すれば他の人はもはや占有できないという理由によって、個人の外的なものの所有が容認される (Grotius

(1625: 2.2.1))。同時に、外的なものに対する内的なものとしての身体、生命を自己に固有のものとしてその所有の私的であることを「無媒介」とする (*ST*, Pt. II-II, Q. 66, Art. 1, Obj. 2; *ibid.* Art. 2, Obj. 1; Locke (1689: 2.5 § 27))。

しかしながら、何を捨象して初期条件を立てるかは恣意的である。生存資源供給過剰条件下、外物の「占有」から「利用」(消費)を切り離す際には、十分疎な人口分散状態で他者との関係がないかのように、自己の生存に関わる資源に偶然遭遇するかのような仮構を立てる—サバンナのライオンにも生態系的暗黙知が働いているのではないか。そして、そこにおいて、自己保存と外物排他的所有とが基底的に是認されることとする理路は、「占有」を可能とする社会的諸条件を捨象するものであり、この欠が糾されなければならない—確かに、対他的関係に媒介されない事を自明視することにより、身体、生命を自己の「占有」に帰することが、「市民社会」の基本権を構成する上で貢献しているとはいうものの。

4. 2 原基的〈万物共同所有制〉の自己保存的〈欲求-充足〉倫理への関与

西欧所有論史、とりわけ、ユダヤ教・キリスト教の伝統においては、「すべてのひとはすべてのものを共同で所有する」ということが人間社会の原初的条件とされる (詩編 8:8; Joannes Chrysostomus, *In epistulam i ad Timotheum*, PG 62. 563.5-7; 26-31; Ambrosius, *de viduis*, PL 16, 236; Augustinus, *de nuptiis et concupiscentia*, PL 44, 427; *ST*, Pt. II-II, Q. 66, Art. 1, Resp.; *ibid.* Art. 2, Obj. 1 ‘omnia sunt communia’; Hengel (1974) 1-2)。

聖典を典拠とする、この万物共同所有態は、近世17世紀社会契約論者たちにも (Grotius (1625: 2.2); *id.* (1644: 創世記 1:29への注); Hobbes (1651: Ch. 4; Ch. 15 (cf. Ch. 38)); Pufendorf (1672: 4.3); Locke (1689: 2.1; 2.5. § 34); Proudhon (1866: 156-157))、プロテスタントの教理にも (WC (1646: Chap. IV Of Creation, 2; *LC*, Q. 17; *SC*, Q. 10))、引き継がれている。

万物共同所有は、それ自体いかにして可能か、例えば含意としての利用権一つとっても、回答困難であるものの (e.g. Hobbes (1651: Ch. 15))、それ自身は、神の意志による万物の創造を根拠に、万物は神の所有に属するという先行前提をさらに有するものであって (詩編 23:1; *ST*, Pt. II-II, Q. 66, Art. 1, Obj. 1; *ibid.* R.; WC (1646: Chap. II Of God, and of the Holy Trinity, II; *LC*, Q. 20; Q. 120; *SC*, Q. 52); Hobbes (1651: Ch. 20; Ch. 31; Ch. 35); Pufendorf (1672: 4.3; 4.4); Locke (1689: 2.2); Proudhon (1866: 156-157))、万物共同所有は、人間自身からの内発ではなく、神の計らい (hospitality) として措定されている。

「所有」あるいは「所有権」は、「神」の代替語「主人」(‘dominus’) から派生するラテン語 ‘dominio’ が、ローマ法を通じて、西方世界で使われる。このことは、「神の所有」の含意を常に顕在化するもので、原基的であれ、人間の「所有」は、自由放恣ではなく、神の義に問われることを宿している (*ST*, Pt. II-II, Q. 66, Art. 1, Obj. 3; cf. *ibid.* Art. 2, R.; WC (1646: Chap. II Of God, and of the Holy Trinity, II))。

ローマ法において、万物共同所有の可否や存否には、市民法に対する自然法の記述において

も直接的には言及されていない。しかしながら、ローマ法においても、市民法としての私的所有を規定するに当たって、「私のもの」(‘suum’; ‘proprius’; ‘Eigentum’) が成立するための法律的主体としての「人格」(persona) が、社会的に存立することが明確にされる。このことは近代市民社会においても倫理に関与する法的主体の存立として確認される (Hobbes (1651: Chap. 16); Fichte (1796-97: 1 Theil, 106-108); Hegel (1830: 3.2. §§ 486-488))。

その上で、ある「人格」としての個人の私的所有権が、ほかのすべての「人格」としての個人に対して尊重の義務を要求するものとして働くことにおいて、すべての共同体成員が自らの所有を放棄することを相互に承認することが仮構として前提される。それ故に、この仮構としての前提をさらに可能とする先行前提として、当該物の所有が先行して万人に帰属していることが仮構される。この万人による所有という仮構を先行前提として、排他的占有に関する相互承認が社会的媒介条件として要請される (Seneca, *de beneficiis*, 7.12.4 (先述4.1参照); Kant (1797: ‘Von Sachenrecht’ in: ‘*Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*’, 81); Fichte (1796-7: 2 Theil, 34-95; cf. 1 Theil, 153-155); Hegel (1830: 3.2. §§ 489-491); cf. Hume (1740: 3.2.3); Graeber (2014: 198-199))。

この要請内容の普遍化には、労働の分割(分業)による労働の商品化、そして、その商品化に基づく交換、これらの社会的条件が媒介されていることも内含する問題として明らかになる (Rousseau (1755: 2 pt., 122-126; 131; 147); Hegel (1821); Owen (1827); Proudhon (1840); id. (1866: 10; 16); Leo XIII (1891: §§ 4-5))。

さらに、この問題は、宗教を歴史的社会的な産物とする前提に立っても (Feuerbach (1849a: 33; 36); id. (1849b: §§ 1-2); Engels (1886: 274-275))、深化する (Marx (1844: 535; 546); マルクス、エンゲルス (廣松編訳、小林補訳 (2002: 54-58; 63-65)); Marx / Engels (1974: 30; 32; 34); Marx (1867: 6.2. ‘Die s.g. Ursprüngliche Accumulation’, 742-743))。そして原基的共同所有を古代社会の実証研究による仮説として立て直した上で (Engels (1884: 160-168))、歴史的につくられた「錯誤の共同性(‘die illusorische Form des Gemeinschaftlichen’)」の実践的克服が問われる (マルクス、エンゲルス (廣松編訳、小林補訳 (2002: 71-73)); Engels (1884: 80-83))。

以上の西欧所有論の展開の示すところ、原基的万物共同所有態は、その志向する意味において、ユダヤ・キリスト教の聖典による支持を求めるまでもなく、私的所有の市民法的存立の先行前提として機能するものである。同時に、「所有」を人間の自由を律するものとして捉える点でも、有効である。

このことの倫理的な意義としては、先ず何よりも、市場経済存立の倫理的条件の基礎前提として働く。すなわち、市場経済存立の条件は、財の人為的性質としての排除可能性(excludability)と競合可能性(viability)の二性質の存立に基づくと分析される時に、これら両性質は自然的条件ではなく、人為的性質として、最終的には、私的所有権制定にかかる問題(appropriability)である(神野(2002)79-80)。従って、原基的万物共同所有を先行前提とする相互承認として、さらに、「所有」における「私的」あるいは「排他的」な範囲と権限は、

無差別、放恣どころではなく「共同性」を自律的に問うことが求められる意味で、人間社会の倫理の問題である（*ST*, Pt. II-II, Q. 66, Art. 2, ad pr.; Gaus (2012)）。

5. 西欧「所有論」によって問われる自己保存的〈欲求-充足〉の倫理的課題

西欧「所有論」は18世紀以降の、ユダヤ教・キリスト教からの離教的志向のもとで、原初社会条件についても人類学的実態調査とその理論化が図られる中で（Mauss (1925: 32-35; 41-45); Herskovitz (1940: 318-320); Graeber and Wengrow (2021: 2-3; 4-5; 161-163)）、批判的深化を遂げている。

その上で、前節で考察した通り、所有に対する自律的制約の要求と、並びに、社会全成員の共同所有を理論的要請として先行前提とする私的所有相互承認とは、キリスト教的所有理論の発展形態としてなお理論的に無効ではない。また、「エデンの園」の物語における、資源過剰供給条件下での神による空間的物理的使用権設定の有する〈欲望の自己意識の生成〉と〈聖域・聖別認識の生成〉と（創世記 2:9; 2:16）、これらも、そのユダヤ教・キリスト教的起源を措いて、宗教を進化論的に物質過程に還元する科学主義（Darwin (1871: 394-395; 402); Dawkins (2006: Chap. 4; contrast 金子、児玉 (2004: 36-44); iid. (2022: 26-37); 遺伝子論的還元については、Hamer (2004: 1-9; 56-78)）にもかかわらず、人類的倫理において、理論的に無効とはなお言えないはたらきを有している。

自己保存的〈欲求-充足〉は、自然状態における私的所有権の容認と不即不離に強化された観念を形成し、その後の生産と交換の拡大における歴史的展開において、私的所有権の積極的は認とともに、もはや倫理ならぬ自然的事実のように固化して、思考停止に至っている。

しかし、本稿で問い直した通り、西欧所有論史においては、初期条件設定における社会的諸条件の媒介を捨象する手続きにその要因の一つがある。

またこの事自体は、所有論のユダヤ教・キリスト教的伝統において、社会的諸条件の媒介の捨象を可能ならしめるものとして、生存資源の過剰供給ともいべき「神の計らい (hospitality)」に起因するものでもある。また、古代社会一般の集合的過去想起において、生存資源供給と共同所有とを理想化することにも起因するものである。

以上、歴史的経緯、理論的手続きにおいて、自己保存的〈欲求-充足〉倫理にあっては、社会的諸条件の媒介を捨象することの欠陥が確認される一方、西欧的「所有論」における原基的万物共同所有態の理論的有効性が確認された結果として、歴史的、社会的な諸条件の諸媒介項の倫理的諸課題において、捉え返されることが求められる所となる。

それ故に、自己保存的〈欲求-充足〉を、偶然に占有されているかのような生物的摂取対象の消費に限局して、常態的事実に化すことが、いかに倫理的に局所化、矮小化、私秘化している類落であるかが問われなければならない、自らを、思考の慣性から抜け出して、万物共同所有態を理論的な先行前提として、社会的媒介諸項の倫理を、世界大に、人類的に、問うことが求

められなければならない。それは、すなわち、消費のみならず交換、獲得、占有の社会的諸条件、延いてはそれを可能にする、労働、報酬、売買の社会的諸条件に媒介されているものとして自己保存的〈欲求-充足〉を捉えるということであって、その把握においては、その私的所有を可能にする相互承認において、原基的万物共同所有の下、社会を構成する成員の生物学的ではなく、人格的な自由と平等における自己保存が果たされているのか、その倫理的課題の総体を負っているということとなろう。

【参考文献】

- Ambrosius, *de viduis*, PL 16, 233-262 (PL: Migne, J.-P. (1841-1855), *Patrologia cursus completus*, series Latina, 217 t., Paris.)
- Aristoteles, *Ethica Nicomachea* (ページ、行数はベッカー版による (Bekker, A.I. (1830-1871) *Aristotelis opera*, 5 vols, Berlin))
- Augustinus, *de nuptiis et concupiscentia*, PL 44, 413-474.
- Bauman, Z. (2000) *Liquid Modernity*, Cambridge.
- (2005) *Liquid Life*, Cambridge.
- Bentham, J. (1789) *An Introduction to the Principles of Morals and Legislation*, London.
- 文語訳：『舊新約聖書』引証附 東京 日本聖書協会 1982
- Campbell, C. (1987) *The Romantic Ethic and the Spirit of Modern Consumerism*, Oxford: Blackwell.
- Cicero, *de finibus bonorum et malorum*.
- de Rougemont, D. (1939) *L'Amour et l'Occident*, Paris; Belgion, M. (tr.) (1940; rev. ed., 1956) *Passion and Society*; Belgion, M. (tr.) (1956) *Love in the Western World*, New York.
- Darwin, C. (1871) *Descent of Man*, vol. 2, London.
- Dawkins, R. (2006) *The God Delusion*, New York.
- Engels, F. (1884) *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums, und des Staats*, Zürich, in: Marx, K. und Engels, M. *Werke*, Berlin, Band 21, 5 Auflage, 25-173.
- (1886) ‘Ludwig Feuerbach und der Ausgang der klassischen deutschen Philosophie’, II (Karl Marx / Friedrich Engels *Werke*, Berlin, Bd. 5, 21.
- Farb, P. and Armelagos, G. (1980) *Consuming Passions: The Anthropology of Eating*, Boston.
- Feuerbach, L. (1849a) *Das Wesen der Christenthums*, 3rd Aufl., Leipzig.
- (1849b) *Das Wesen der Religion*, 2 Aufl., Leipzig.
- (1866) *Über Spiritualismus und Materialismus* (Ludwig Feuerbach's sämtliche Werke, Bd. 10, Leipzig, 37-293).
- Fichte, J.G. (1796-97) *Grundlage des Naturrechts nach principien der Wissenschaftslehre*, 2 Theils, Iena und Leipzig (1 Theil: 1896; 2 Theil (1897)).
- Gaius, *Institutiones iuris civilis*. (Poste (1890) を見よ。)

- Garnsey, P. (1988) *Famine and Food Supply in the Graeco-Roman World: Responses to Risk and Crises*, Cambridge.
- Gaus, G. (2012) 'Property', in: Estlund, D. (ed.) (2012) *The Oxford Handbook of Political Philosophy*, Oxford: 93-112.
- Graeber, D. (2014) *Debt: The First 5000 Years*, new and expanded edition, Brooklyn and London.
- Graeber, D. and Wengrow, D. (2021) *The Dawn of Everything: A New History of Humanity*, Allen Lane (the edition inspected: Penguin Books, 2022).
- Grotius, H. (1625) *de iure belli ac pacis*, 3 t., Paris (the edition inspected: 1626, Francofurti).
- (1644) *Hugonis Grotii annotatae ad veterum testamentum*, t.1, Paris.
- Hamer, D. (2004) *The God Gene: How Faith Is Hardwired into Our Genes*, New York.
- Hegel, G.W.F. (1821) *Grundlinien der Philosophie der Rechts*, Berlin.
- (1830) *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse*, Heidelberg.
- Hengel, M.; Bowden J. (tr.) (1974) *Property and Riches in the Early Church: Aspects of a Social History of Early Christianity*, Philidelphia.
- Herskovitz, M.J. (1940) 'The Problem of Ownership', in: id. (1940) *Economic Anthropology: The Economic Life of Primitive Peoples*, New York: 313-330.
- Hobbes, T. (1651) *Leviathan*, London.
- Hume, D. (1740) *A Treatise of Human Nature*, vol. 3, London.
- 巖佐庸ほか編 (2013) 『岩波生物学辞典』第5版 岩波書店
- 神野直彦 (2002) 『財政学』第1版、有斐閣
- Joannes Chrysostomus, in *epistulam i ad Timotheum*, PG 62 (PG: Migne, J.-P. (1857-1866), *Patrologia cursus completus*, series Graeca, 161 t., Paris.)
- 金子勝、児玉龍彦 (2004) 『逆システム学』岩波書店
- (2022) 『現代カタストロフ論』岩波書店
- Kant, I. (1797) *Die Metaphysik der Sitten*, Königsberg.
- Keynes, J.M. (1926) 'The End of Laissez-faire' (id. (2015) *The Essential Keynes*, Penguin Classics, 39-61.
- 協会訳：『聖書 聖書協会共同訳』東京 聖書協会 2018
- Lantz, G. (1977) *Eigentumsrecht ---- ein Recht order ein Unrecht?*, Stockholm.
- Leo XIII (1891) *rerum novarum*, Vatican.
- Locke, J. (1689) *Two Treatises of Government*, London.
- Mandeville, B. (1724) *The Fables of the Bees, or, Private Vices, Publick Benefits*, 3rd ed., London.
- Marshall, A. (1890) *Principles of Economics*, vol. 1, London.
- Marx, K. (1844) *Ökonomisch-philosophisch Manuskripte aus dem Jahre 1844*, in: Marx, K., Engels, F. (1968) *Werke*, Berlin, Bd. 40, 533-546.
- Marx, K. (1867) *Das Kapital: Kritik der politische Oekonomie*, Bd. 1, Hamburg.

- Marx, K. / Engels, F.; Hiromatsu, W. (hrsg.) (1974) *Die deutsche Ideologie*, Kawadeshobo-Shinsha
 マルクス、エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』（廣松渉編訳、小林昌人補訳（2002）『新編輯版 ドイツ・イデオロギー』岩波書店）
- Mauss, M. (1925) *Essai sur le don (l'Année Sociologique, seconde série, 1923-1924, Paris: 30-186)*.
- 中山伊知郎（1944）『經濟學一般理論』日本評論社
- （1954）『經濟原論』上卷、青林書院新社
- Owen, R. (1827) 'The Social System', Chap. 2, *The New-Harmony Gazette*, vol. 2, no. 66.
- Plato, *Leges*. (ページ数、区分はステファヌス版による (Serranus, I. and Stephanus, H. (1578), ΠΛΑΤΩΝΟΣ ΑΠΙΝΤΑ ΤΑ ΣΩΖΟΜΕΝΑ: *Platonis opera quae extant omnia*, 3 t., Geneva))
- Poste, E. (tr. and comm.) (1890) *Gaii Institutionum iuris civilis commentarii quattuor or Elements of Roman Law by Gaius*, Oxford.
- Proudhon, P.J. (1840) *Qu'est-ce que la propriété?*, Paris.
- (1866) *La Bible annotée (Nouveau Testament): les actes des apotres, les épîtres, l'apocalypse*, Bruxelles
- Pufendorf, S. (1672) *de iure naturae et gentium* (the edition inspected: Francofurti, 1744).
- Reeve, A. (1993) 'Property' in: Goodin, R.E. and Pettit, P. (edd.) (1993) *A Companion to Contemporary Political Philosophy*, Oxford: Blackwell: 558-567.
- Rousseau, J.-J. (1755) *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, Amsterdam.
- Sandars (1883) *The Institutes of Justinian*, Oxford.
- Seneca, *de beneficiis*.
- Sidgwick, H. (1886) *The Principles of Political Economy*, London.
- Skinner, J. (1910) *Genesis*, Edinburgh.
- Smith, A. (1859) *The Theory of Moral Sentiments*, Edinburgh.
- (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 2 vols., London.
- Spinoza, B. de (1670) *Tractatus politicus*, Hamburgi.
- ST = Thomas Aquinas, *Summa Theologiae*.
- 高田保馬（1947）『全訂 經濟學原理』日本評論新社
- WC (1646): Assembly of Divines (1646) *The Confession of Faith*, London; for the citation and the two catechisms below, see the 1648 London edition). (*LC: The Larger Catechism; SC: The Shorter Catechism*)

An Economico-Ethic in the Garden of Eden:
An Ethic of Self-Preservation Needs and Their Satisfaction Requiring Acts
Which Is to Be Reexamined by Human Common Omni-Propriety
as a Theoretical Fundamental

Akitsugu Taki

Abstract

Human needs for self-preservation such as hunger and thirst and their subsequent acts of requiring their satisfaction have very often been thought of unreflectively as biologically unavoidable and therefore as out of ethical matters and as arbitrary. However, this deeply-rooted opinion is an illusion from the limitation in scope made by the dismissing of an individual agent's choice of action in requiring satisfaction of needs for his or her own preservation. Instead of tracing such a well-trodden path one should reexamine the matter under discussion totally as an ethical issue and investigate its presupposed social mediators including acquisition, possession and utilization, and further, as Western theories of property or ownership show, the fundamental conditions of private property which are theoretically preconditioned by the inter-agreement by all the members of society on attributing the property to an individual on the fundamental postulation that all the things should originally be owned by every member. This ethical investigation on apparently unavoidable self-preservation, in consequence, reaches the problem of how one should be committed to social collective choices involved, whether explicitly or inexplicitly, in those fundamental conditions in society.

Keywords: needs, common omni-propriety, property, the Garden of Eden, Genesis